

独立行政法人水資源機構
平成16年度業務実績評価調書

平成17年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		認定	評定理由	意見
中期計画	平成16年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利害者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」実施。 				
<p>(1)機動的な組織運営</p> <p>機動的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社：利害者窓口の明確化を図る組織、経営戦略を担う組織、事業実施から負担金調整までの業務を一貫して担う組織整備 ・ 支社・局：利害者対応窓口機能の強化 ・ プロジェクトチーム等の活用 ・ 総合事業所（総合管理所）化等による効率的な組織整備 ・ 近隣事務所間の統合 <p>新人事制度の導入・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能力等級制度、評価制度等導入 ・ 評価結果を給与、人員配置等に反映する新人事制度導入 ・ 運用後の改善点等の検討、適正な運用 <p>職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT、任用、研修、自己研鑽等を通じた人材育成プログラム作成 ・ 機構業務に関連する公的資格保 		<p>1</p>	<p>徳山ダム建設事業に係る土地の取得等に関して、監事監査及び理事による点検の結果、2件の不適切な事案が明らかになった。</p> <p>このような不適切な事案が生じた背景としては、組織としての一体性に欠け、本社が現場の悩みを共有できなかったことがある。</p> <p>水資源機構としては、本・支社局と現場事業所が課題を共有した上でそれらに対処できるよう理事によるヒアリングの継続的实施等により、再発防止に万全を期することとしている。</p>	<p>徳山ダム建設事業に係る不適切な事案が生じたが、それは、社会全体の歪み、古い体質（風土）の問題でもある。その風土を改善することが必要で、全て私たちが悪いと片付けることは如何なものか。</p> <p>その後、当該事案を分析し組織改革など適切な再発防止対策を図るなど、一定の対応は行っており、評価は総合的に行うべきで、ある側面のみならず光をあてて行うことはどうかと考える。</p> <p>徳山ダム以外の事業は、適正に実施され、ほぼ順調な実施状況にあった。</p> <p>ただし、各様な取り組みの成果を常にモニタリングして組織・業務運営にフィードバックさせるシステムがどのように機能しているか不明である。徳山ダムの事案も、中期目標・中期計画の実現の視点からいえば、問題の構造・原</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中津川管理所を廃止し、正蓮寺川利水施設の管理は関西支社において実施 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度に導入した新人事制度を実施 ・ 同制度の更なる改善を検討 ・ 評価者トレーニングを実施 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成プログラムに基づき職員を育成 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的資格保有率を向上 				

<p>有率向上 (1.0 1.2)</p>	<p>(1.0 1.08)</p>		<p>因の分析と改善への反映こそが重要である。「現場の悩みを本社が把握できたか」何ができたのか。他の効果をあげつつある改革と合わせ、進展や問題を改善に結びつける方法（システム）が明確でない点（具体的に示されていない）が問題である。</p> <p>徳山ダムの不適切な事案は、組織全体のあり方を問われている。どのような姿勢で説明責任を果たしているかについて評価委員会のスタンスを外に示すべきである。</p>
<p>(2)効率的な業務運営 情報化・電子化による業務改善 1)人事システムの総合システム化 ・新人事制度導入に伴う人事システム更新 ・電子申請システム開発 ・BPR（ITを活用した業務プロセスの再構築）による業務プロセスの簡素化、人事システムと自動連携した人事総合システム 2)知識活用（ナレッジ）システムの実施 ・知識活用（ナレッジ）システムの対象職員割合拡大（概ね 50 % 100 %） 3)CALS / ECの推進 ・CAD（電子作図システム）、GIS（地理情報システム）などシステムの統一化及びインターネットを利用した情報共有化推進</p>	<p>・電子申請システムと人事システムを自動連携した総合システムの運用を開始 ・同システム改善 ・システムを試行し情報を蓄積 ・システム内容充実の方策を検討 ・CAD製図基準工種を拡大（14工種 34工種） ・標準化仕様と定めたCADのSXF（CADデータ交換共通フォーマット）対応を推進</p>	<p>2</p> <p>新人事制度に対応した人事システム及びこれと連携した電子申請システムによる人事総合システムの構築、知識活用(ナレッジ)システムの試行運用開始、CAD適用工種の拡大等、情報化・電子化による業務改善が図られている。 また、年度計画に基づき業務の一元化を行い、本支社局の部課数は、独立行政法人移行前の18部室70課室から16年度には17部室59課となった。 外部委託についても、概ね100%の外部委託を実施している。</p>	<p>電子システムのセキュリティ対策が明確ではない。</p> <p>様々な取り組みの成果をモニタリングして組織・業務運営にフィードバックさせるシステムの状況が不明である。各取組がなされた部署の例が示されているが、その部署等で進められた理由や他の部署での取り組みの状況が不明である。</p> <p>効率的な業務運営は評価に値する。しかしながら、安全性の観点からも十分に配慮し、単に効率性のみ追求に終始しないように留意する必要がある。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 電子納品対象契約額変更(6,000 万円以上 500 万円以上)、契約額 500 万円以上の電子納品の割合拡大(6 % 100 %) <p>組織間の役割分担の見直しと業務の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社、支社、局及び事務所との間の役割分担を整理し、業務一元化 <p>外部委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理、車両管理など単純、定型的な業務は、概ね 100 % 外部委託 	<ul style="list-style-type: none"> 工事完成図書の電子納品契約額を変更(全工種 500 万円以上) インターネットを利用した情報共有化の実証実験を継続実施 G I S (地理情報システム) 導入を検討 <ul style="list-style-type: none"> 本社人事部厚生課及び同部労務課を廃止し人事部労務厚生課を設置 中部支社建設部計画課及び管理部調査経済課を廃止し建設部企画調整課を設置 <ul style="list-style-type: none"> 同左 			
<p>(3)事務的経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務的経費(人件費(退職手当を除く。))を含み、本社移転経費を除く。) 13 % 節減 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的、効率的な組織整備による機動的な組織運営や業務運営全体を通じた情報化・電子化等の業務改善による効率的な業務運営を図り、事務的経費節減(14 年度に比較し 6 % 減) 	3	<p>全事務所においてアクションプログラムを作成して事務的経費の節減に取り組んだ結果、平成 16 年度予算では 14 年度予算に比べ約 6.4 % の節減が図られている。</p> <p>人件費の削減については、業務の簡素化、業務の効率化等により平成 16 年度末の定員について、平成 15 年度末定員から 89 名の削減等に取り組むとともに、給与水準の適正化として、平成 17 年度は 3 %、平成 18 年度は 4 %、平成 19 年度は 5 % の本給をカットする方針を平成 16 年度に決定している。</p>	<p>地域の理解を得るためにも地域別の給与体系を早期に検討してほしい。</p> <p>評価はするが、給与を下げても良い人材が集まるのかを検討すべき。</p> <p>様々な取り組みの成果をモニタリングして組織・業務運営にフィードバックさせるシステムの状況が不明である。各取組がなされた部署の例が示されているが、その部署等で進められた理由や他の部署での取り組みの状況が不明である。</p> <p>定員削減の成果については、定員削減分による人件費の削減の事</p>

				務的経費削減の超過達成への貢献度を明示した方がより明確になる。
(4)事業費の縮減 ・事業費 10 % 縮減。	・単価や契約方式の見直し、事業評価方法等の改善を通じ効率化推進 (14 年度に比較し 5 % 減)	2	平成 16 年度当初予算は、平成 14 年度予算に比べ 7.9 % 増であったが、その後、補正予算等により約 307 億円の増 (平成 14 年度予算に比して 1.7 % 増) となり、徳山ダム、豊川用水二期及び印旛沼開発施設緊急改築事業の更なる事業進捗を図るとともに、早明浦ダムの災害復旧を実施している。	
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとすべき措置				
(1)計画的で的確な事業の実施 新築事業 改築事業 ・別表 1「ダム等事業」9 施設の 計画的で的確な事業執行 1)事業の完了 滝沢ダム (平成 19 年度) 徳山ダム (平成 19 年度) 2)計画事業量 事業用地取得 3 km ² 付替道路施工延長 15 km ダム本体打設 (盛立) 量 1,125 万 m ³ 3)償還完了 浦山ダム (平成 18 年度) 日吉ダム (平成 18 年度)	1)事業の完了に向け進捗 滝沢ダム (平成 19 年度) 徳山ダム (平成 19 年度) 2)計画事業量 事業用地取得 0.6 km ² 付替道路施工延長 5.9 km ダム本体打設 (盛立) 量 615 万 m ³ 3)浦山ダム、日吉ダムは償還を実施、また、戸倉ダムは国土交通省の決定を受け事業中止	0	中期目標期間中に完了を予定している滝沢ダム建設事業、徳山ダム建設事業及び思川開発事業など 8 事業を計画的に実施し、事業用地取得については 0.9 km ² を取得するなど計画値以上の実績をあげている。 徳山ダム建設事業において、土地の取得等に関して一部不適切な事案が監査の実施により明らかとなり、関係者を処分するとともに、同様の事案がないか理事により全事業所の点検を実施するなど徹底した再発防止に努めることとした。 徳山ダムの事案は、社会的な影響も大きく、計画的で的確な事業の実施には改善を要すると判断する。	徳山ダムについては「不適切な事案」が存在したが、徳山ダム以外のダム事業については、全般に順調に実施されていることを考慮した。 徳山ダムにおける不適切な事案とダムの建設事業の進捗の関係に関する分析をすべきであり、その説明がなされていない。ダム建設全体に及ぼす影響が不明であるが、業務改善が必要であることは疑いない。 徳山ダム問題はあるものの着実な進捗となっており評価に値する。 ダム等事業については、計画的で的確な事業の実施を進めているものと評価する。なお、徳山ダム建設事業に係る不適切な事案が生じたものの、その後は徹底した再

				<p>発防止に努めている。</p> <p>徳山ダムの土地取得等に係わる不適切な事案に関する姿勢、対応を勘案すれば、評価は「要改善」となるのが適当。</p>
<p>・別表2「用水路等事業」6施設の計画的で的確な事業執行</p> <p>1)事業の完了 房総導水路（平成16年度） 愛知用水二期（平成18年度）</p> <p>2)計画事業量 水路工事（改築）延長 96 km 施設（ポンプ）改築 37台 堆砂土砂撤去量 190万m³ 調整池本体盛立量 60万m³</p> <p>3)1施設の改築を検討</p>	<p>1)事業の完了に向け進捗 房総導水路（平成16年度） 愛知用水二期（平成18年度）</p> <p>2)計画事業量 水路工事（改築）延長 28 km 施設（ポンプ）改築 8台 堆砂土砂撤去量 39万m³</p> <p>3)両筑平野用水施設改築の平成17年度新規事業化を調整</p>	3	<p>房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業（水路等施設部分）の2つの事業を計画の工期内に竣工させるとともに、水路改築工事、施設（ポンプ）改築、堆砂土砂撤去については全て計画値どおりに実施している。</p> <p>また、両筑平野用水施設については、平成17年度の事業化に向けた予算措置が図られた。</p>	<p>定量的に評価できる部分についてはすべて計画量通りであり、また定性的な評価である両筑平野用水施設の事業化についても年度計画通りの事業着手予算措置の確保であるから、いずれも目標の100%達成水準と見なす。</p> <p>数値目標の達成であるならば、評価は「順調」となるのが妥当。</p>
<p>付帯業務及び委託発電業務</p> <p>・ の付帯業務、委託発電業務の的確な実施</p>	<p>・ 同左</p>	2	<p>受託工事16件を関係県・国等から受託し実施している。</p>	
<p>(2)的確な施設の管理</p> <p>施設管理規程に基づいた的確な管理等</p> <p>・ 安定的な水供給</p> <p>・ 濁水時の対応</p> <p>・ 独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」）第12条第1項第2号八に規定する施設を受託した場合の的確な管理</p> <p>1)</p> <p>・ 水質保全等の取組み</p> <p>・ 水質情報の把握、水質異常時の利水者・関係機関との連絡調</p>	<p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 全管理所で日常的に水質情報を把握</p> <p>・ 水質異常時の関係者との連絡・</p>	3	<p>水象・気象情報を的確に把握するとともに、全ての施設について定期的な点検や整備を行い、急な降雨、水質事故等緊急時に24時間対応できるような態勢の確保に努めている。また、緊急時に備え、対応マニュアルの整備、操作訓練や情報伝達訓練を実施している。これらの取組により、濁水時には若干の取水制限等はあったものの、安定的に水供給を行っている。</p> <p>なお、両筑平野用水の江川ダムは計画的な利水運用の実施が認められ、「平成16年度ダム・堰危機管理業務顕彰最優</p>	<p>ダムの堆砂は将来必ず課題となる。長期的に安定した水供給のために先駆的な研究を進め掘削し運搬する以外の新しい対策を考えてほしい。</p> <p>濁水、水質事故等がどの程度シビアであったか前提がはっきりしない。想定内のマニュアル化された対応ではなく、それ以上の事象に対して評価が絡む。</p> <p>水質保全等の取り組みについて</p>

<p>整、水質改善の検討及び対策</p> <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質事故時に利水者、河川管理者、関係機関等と連絡・調整、的確な施設操作、影響の軽減 	<p>調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質改善の検討 必要に応じて対策設備の運用、見直し 同左 事故時等のため資材を備蓄 	<p>秀賞」を受賞している。</p> <p>水質保全等の取組については、日常的に水質情報を把握し、利水者等関連機関に提供を行うとともにホームページに掲載し公表している。また、水質異常の発生抑制のため、水質の監視、曝気循環設備等の設置・運用に取り組んでいる。平成16年度は、多雨により濁水の長期化が生じたが、利水補給ダムの振替などにより下流河川における濁水の長期化の軽減を図っている。</p> <p>なお、矢木沢ダムの濁水に係る対応について「平成16年度 ダム・堰危機管理業務顕彰奨励賞」を受賞した。</p> <p>水質改善に向けた取組では、意見交換会等を通じて利水者等との連携の強化を図った。また、検討会を設置し、学識経験者の助言を得て水質改善に向けた検討を行っている。早明浦ダムでは、選択取水設備の運用ルールの改善・修正を行うなどの取組を行った。</p> <p>平成16年度は、施設内で16件、施設関連の河川内で28件の水質事故が発生したが、的確に対応し取水障害を防いでいる。</p>	<p>は、「極めて順調」という評価に値するような特筆すべき事項が認められない</p> <p>何をもって「安定的に水供給を行った」としたのかが不明である。できる範囲で定量的に表現することが求められる。学術的な課題でもあるので容易ではないが、その努力や取り組みを進めるべきである。なお、江川ダムの貯水管理が表彰されたのは喜ばしいが、賞の性格や授賞決定システムについての説明が必要である。濁水の長期化の軽減も根拠を持って示すべきである。さらに、平成15年度の「水質事故」の経験・対応がどのように活かされたのかが不明である。</p> <p>水質保全の取り組みについて、もう少し具体的内容を示してほしい。</p>
<p>3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定施設の的確な洪水調節操作、洪水被害の防止・軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<p>3</p> <p>平成16年度は、特定施設で472回、延べ1,271日の防災態勢を執り、19ダムにおいて、延べ66回(平成18年度)の洪水調節操作を実施し、下流河川の洪水被害の軽減を図っている。</p> <p>特に四国では度重なる台風襲来に見舞われ、延べ27回(1ダム当たり約7回)の洪水調節操作を実施している。</p>	<p>洪水調節操作のような当たり前のことを当たり前に行うことの大変さ大切さは評価されるべき。</p> <p>洪水被害の防止または軽減に向けて、機構の責任の範囲での業務が実施されたことは評価できる。しかし、実際に吉野川下流で浸水が発生しており、それは機構業務(施設管理操作)では回避できない。</p>

				<p>かったとしても、「とくに優れた」という評価をするには問題がある と考える。なお、吉野川下流の洪水調節の効果の表現は、絶対値(基準値)も記すべきである。</p> <p>昨年度襲来した台風に的確な洪水調整操作をしたことは高く評価したい。ただし「ダム群が無ければ浸水面積は……」という説明はやや不適切。的確な操作があつてこそ実現したことではあるが、本来これは設置しているダムの治水機能を説明したものである。</p> <p>史上最多の台風をしのぎ、第三者から表彰を受けたことも考慮し高く評価。ただし、水管理は天候により大きく違ってくるものである。評価の考え方については、その年毎に議論していく必要がある。</p> <p>水は余っても足りなくても命に係わる問題であり、その水を守った努力は評価。</p>
<p>4) ・ 附帯業務、委託発電業務の的確な実施</p> <p>5) ・ 環境の保全に配慮したダム管理のあり方の調査検討、環境への負荷の低減</p> <p>6) ・ 水源地域と下流受益地の相互理解促進 ・ 施設周辺地域との積極的なコミ</p>	<p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p>	<p>2</p>	<p>環境負荷を低減(CO₂、廃棄物の削減)するための具体的な取組として、ダム放流水のエネルギーを利用した管理用発電、ダム湖等に流入する流木・塵芥の除去、流木・刈草リサイクル(チップ化、一般配布、堆肥化等)等を実施している。</p>	<p>建設副産物のリサイクルの効率性が不明、より強くアピールできないか。</p>

<p>ユニケーション</p> <p>管理所施設等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理所施設等の耐震化計画策定 ・耐震性を高めた施設等の割合向上 (25% 70%) <p>説明施設等のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の説明ホールや資料館等の説明施設のバリアフリー化計画策定 ・バリアフリー化率向上 (83% 100%) <p>水管理情報の発信</p> <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20ダムの水管理情報(流入量、放流量、水位等)をホームページを通じて毎日発信 <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全管理所で日常的に水質情報把握 ・「水質年報(仮称)」を平成15年度分から作成、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化計画に基づき、耐震性能を高めた施設等の割合向上 (35% (20施設/全57施設) 44% (25施設/全57施設)) ・同左 ・バリアフリー化率向上 (87% (20施設/全23施設) 91% (21施設/全23施設)) ・8ダム(全20ダムの40%)で毎日ホームページを通じ水管理情報(流入量、放流量、水位等)発信 ・同左 ・「水質年報(仮称)」作成 ・必要となるデータ等の収集・整理 			
<p>(3)災害復旧工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害被害発生時の迅速な災害復旧工事 ・附帯する事業の的確な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<p>3</p>	<p>平成16年8月17日から18日にかけて、台風15号に伴う記録的な豪雨により、その上流域の高知県大川村などを中心に山腹崩落・土砂崩れ発生した。早明浦ダム貯水池周辺においても、構造物の損傷や貯水池法面崩落など合わせて約100箇所が被災し、約2,000m³の流木がダム湖内に流れ込んだ。</p> <p>そのため、平成16年度中に13件の災害復旧工事を発注、年度内に2件が完成している。</p>	<p>関係地域の復旧に向けて「人的支援等」を行い、感謝されたことは評価したい。ただし、災害復旧工事は、(8)関係機関との連携や(10)事業関連地域との連携促進などの項目にきちんと位置づけ、正規の業務との関係のなかで評価するようにすべきである。</p>

			<p>なお、災害復旧工事以外に、救助用巡視船の貸与、被災箇所への土砂撤去、清掃等復旧作業の人的支援等の活動を行い、平成16年10月、大川村長から感謝状を贈られている。</p>	
<p>(4)総合的なコストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15%の総合コスト縮減(14年度19年度) ・「水資源機構コスト構造改革プログラム(仮称)」策定、各事業でコスト縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合コスト縮減(14年度に比較し10%減) ・「水資源機構コスト構造改革プログラム」を推進 	3	<p>「水資源機構コスト構造プログラム」を推進し、13.3%の総合コスト縮減率を達成している。</p> <p>また、新しい契約方式の「技術提案付価格合意方式」及び「総合評価落札方式」もコスト縮減に貢献している。</p> <p>なお、工期延伸に伴うコスト増を回避するため「特定事業先行調整費制度」を創設し平成17年度から導入することとしている。</p>	<p>積極的に様々な取り組みを実施したことを評価したい。ただし、今後、新たな技術・方式の導入やコストの削減の事業や業務等への影響を具体的に評価分析することも、きちんとしていくべきである。それが今後の一層の積極的な取り組みの基礎である。</p>
<p>(5)環境保全への配慮</p> <p>自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域及び周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価、環境保全措置 ・モニタリング調査、効果検証 ・必要に応じ外部専門家等から構成される委員会等設置 ・面的な地形改変を伴うダム工事の際に、現況把握、改善対策、環境保全協議会設置、工事毎の環境保全管理担当者配置 ・環境ハンドブック等作成、関係者に配布、周知。 ・管理業務における自然環境調査、環境保全措置、モニタリング調査 <p>環境学習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業所において環境学習会開 	<ul style="list-style-type: none"> ・8事業の事業実施区域及び周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価、環境保全措置 ・同左 ・同左 ・2事業所で環境保全協議会設置、工事毎に環境保全管理担当者配置 ・環境ハンドブック等を作成 ・8事業所で自然環境調査を実施 ・1事業所で除去した土砂を活用しダム下流への土砂供給を試行 ・1事業所で貯水池の運用による下流河川の流況改善を試行 ・35事業所で環境学習会開催又 	2	<p>「ISO14001」を、平成16年12月に本社が、平成17年2月に筑後川局及び筑後大堰管理所が取得している。</p> <p>新築等の8事業(滝沢ダム、徳山ダム、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、愛知用水、豊川用水、香川用水)について自然環境調査及び環境影響予測、評価を実施しているほか、管理業務の8事業所(浦山ダム、下久保ダム、布目ダム、一庫ダム、利根大堰、利根川河口堰、長良川河口堰、筑後大堰)で自然環境調査等を実施している。また、環境学習会の実施、環境情報の発信、建設副産物等のリサイクル、環境物品等の調達等も計画通りまたは計画値を上回る実績を上げている等、環境保全への配慮が行われているものと認められる。</p>	<p>建設副産物のリサイクルの効率性が不明、より強くアピールできないか。</p> <p>計画の達成に向けて、できる範囲で着実に実施していると判断できる。ただし、「流木のリサイクル」という用語に疑問がある。</p> <p>自然環境の保全、環境学習、環境情報、建設副産物等のリサイクルといった様々な視点から環境保全への配慮を行っており、高く評価できる。また、ISO14001を取得したことも特筆に値する。</p>

催、又は参加するよう拡大

- ・延べ 200 名以上の職員の内外専門研修受講
- ・延べ 1,000 名以上の職員の一般研修実施

環境情報の発信

- ・「環境レポート(仮称)」及び「水質年報(仮称)」作成、公表
- ・「環境レポート(仮称)」の公表に際しては、種の保護等に配慮(一部再掲)

建設副産物等のリサイクル

- ・建設副産物の発生抑制、リサイクル
- ・平成 17 年度までの目標値

[再資源化率]

アスファルト・コンクリート塊	98 %
コンクリート塊	96 %
建設発生木材	60 %

[再資源化・縮減率]

建設発生木材	90 %
建設汚泥	60 %
建設混合廃棄物	H12 に対し 25 % 削減
建設廃棄物全体	88 %

[有効利用率]

建設発生土	80 %
-------	------

注) 機構全国平均値
平成 18 年度以降は別途検討

- ・流木のリサイクルに取り組むダム施設数拡大(18 ダム 25 ダム(流木が流入する全ダム数))

環境物品等の調達

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき環境物品等調達

は参加

- ・延べ 45 名以上の職員の内外専門研修受講
- ・延べ 200 名以上の職員の一般研修実施

「環境レポート(仮称)」及び「水質年報(仮称)」を作成、公表

- ・データ等の整理・検討(一部再掲)

同左

- ・公共工事土量調査を開始
- ・平成 16 年度の目標値

[再資源化率]

アスファルト・コンクリート塊	98 %
コンクリート塊	96 %
建設発生木材	60 %

[再資源化・縮減率]

建設発生木材	90 %
建設汚泥	60 %
建設混合廃棄物	H12 に対し 25 % 削減
建設廃棄物全体	88 %

[有効利用率]

建設発生土	80 %
-------	------

注) 機構全国平均値

- ・流木リサイクルに取り組むダム施設拡大(19 ダム 22 ダム)
- ・未実施の 3 ダムは課題の整理、検討

同左

(This area is currently blank in the provided image.)

<ul style="list-style-type: none"> ・特定調達品目については「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たしたものの（特定調達物品等）を100%調達（公共工事については同基本方針の目標に基づき、的確に調達） <p>環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民アンケート等を含め環境保全に配慮したダム管理のあり方について調査検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施を検討 ・1事業所で除去した土砂を活用しダム下流への土砂供給を試行 ・1事業所で貯水池の運用による下流河川の流況改善を試行（一部再掲） 			
<p>(6)危機管理</p> <p>危機的状況への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害、危機的状況発生時の迅速な情報収集・伝達、施設の安全確保、水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置 <p>日頃からの訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害、危機的状況を想定した訓練（年1回以上）、非常時参集訓練（不定時）、設備操作訓練等 <p>施設の安全点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の人が利用する全ての施設で安全性の点検を毎月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	2	<p>平成16年度は、東海地震に備え「中部支社管内大規模地震対策アクションプログラム」を策定するとともに、首都直下型地震に備え「関東支社管内大規模地震対策分科会」を設置した。</p> <p>このほか、非常時参集訓練、設備操作訓練等の実施、災害時の設備マニュアルの整備、施設の安全点検を実施している。</p>	<p>平成16年度には幸いにも「危機的状況」は生じなかったようであり、体制を整えていることを評価する。これが肝心の時に機能するためのチェックを怠らないようにされたい。</p>
<p>(7)工事及び施設管理の委託に基づく業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構法第12条第2項の規定に基づく受託業務では、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、適切に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・国際協力に関する研修の受託等 	2	<p>15件（うち、国際協力業務5件）の調査、設計等を受託し、適切な実施を図っている。</p>	

<p>(8)関係機関との連携（建設）</p> <p>事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴う費用負担割合決定における費用負担者に対する情報提供、関係機関との円滑な調整</p> <p>利害者に対し個別事業の年間計画策定時等に説明会（年1回以上）</p> <p>用途間転用等水資源の利用の合理化における関係機関との円滑な調整</p>	<p>・同左</p> <p>・年間計画策定時及び翌年度予算要求時に説明会を実施</p> <p>・同左</p>	<p>2</p>	<p>滝沢ダム建設事業及び徳山ダム建設事業について、総事業費を改訂する事業実施計画の変更に関して、関係都県、利水者等に対して説明会を開催している。その結果、滝沢ダムは平成17年5月27日付けで、徳山ダムは平成16年7月15日付けで、国土交通大臣に事業実施計画変更の認可を受けている。</p>	<p>「徳山ダムの不適切な事案」に見られた建設業者や地権者も、利水者ではなくても広く「利水者をはじめとした関係機関」と考え、そことの連携の問題と考えれば、「徳山ダム建設事業」関係の項で、言及・評価があっても然るべきかと考える。</p>
<p>(8)関係機関との連携（管理）</p> <p>事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴う費用負担割合決定における費用負担者に対する情報提供、関係機関との円滑な調整</p> <p>利害者に対し個別事業の年間計画策定時等に説明会（年1回以上）</p> <p>ダム等施設管理業務では、下流近隣市町村等を対象にダム放流時の連絡、手続等について説明会（年1回以上）</p> <p>用水路等施設管理業務では、管理運営に関する重要事項の審議等を行うため協議会等開催（年1回以上）</p>	<p>・同左</p> <p>・年間計画策定時及び翌年度予算要求時に説明会を実施</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>	<p>2</p>	<p>房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業（水路等施設部分）について、平成16年度を以て事業を完了し、平成17年度から管理開始となることから、施設管理規程の作成又は変更を行い、関係都県、利水者等に対して説明及び調整を行い、房総導水路は平成17年3月25日に、愛知用水二期は平成17年3月28日に施設管理規程変更の認可を受けている。</p> <p>また、千葉県内における水需給予測に基づく水源の過不足に対応するため、房総臨海工業用水の転用に伴う水源調整（用途間転用及び水源融通）に伴い、霞ヶ浦開発施設、奈良俣ダム及び房総導水路に関する施設管理規程の変更又は作成に際し、関係機関に情報提供を行うとともに、円滑な調整を図っている。</p>	<p>地域との意見交換は極めて重要でありしっかりやってほしい。</p> <p>房総臨海工業用水の転用に伴う水源調整の説明は分かりにくい。取組の意義について一般に理解してもらうには、さらに補足的な解説を加えるべきではないか。</p>

<p>積極的な連携、適切な役割分担を図るための関係機関等への情報提供、危機的状況時における協力関係等を構築するための打合せ等</p> <p>用途間転用等水資源の利用の合理化における関係機関との円滑な調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 			
<p>(9)説明責任の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時的確な情報提供、業務の効果を客観的に分かりやすく説明する方法について調査検討 ・広報・情報公開機能強化 <p>水管理情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20ダムで水管理情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて毎日発信（再掲） <p>財務内容の公開</p> <p>1)国民への財務内容の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等をホームページに掲載 ・財務諸表等の閲覧環境整備 ・事業種別等で整理したセグメント情報を積極的に公表 <p>2)機関投資家への財務内容の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関投資家への事業報告書（インベスターズ・ガイド）をホームページに掲載、業務運営の透明性確保 <p>ホームページの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・及び の情報発信、本社ホームページの英語版作成 ・5日以内に更新が可能な環境整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報発信、一般紙、地方紙、専門紙等に適時的確な情報提供 ・機構業務の効果の説明方法を調査検討 <ul style="list-style-type: none"> ・8ダム（全20ダムの40%）で毎日ホームページを通じ水管理情報（流入量、放流量、水位等）発信（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・閲覧場所等の情報を発信 ・セグメント情報を作成・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書（インベスターズ・ガイド）、業務概要等説明資料作成、機関投資家への決算等説明会開催、ホームページ掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・「水の資料館」のリニューアル 	<p>2</p>	<p>ホームページによる情報発信、テレビ番組を用いての情報提供、また、水利用者である一般家庭レベルでの意識・要望を調査するためアンケートを実施している。</p> <p>関連公益法人との契約について、平成17年度より、以下の改善策の着実な実施を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人への発注業務を入札監視委員会での審議対象とした。 ・分離発注が可能な業務は、分離して競争入札とすることを徹底した。 ・複数法人での履行が可能と判断される場合「企画提案審査型価格合意方式」で実施（試行） ・1法人でしか履行出来ないと判断される場合、参考見積、企画提案書の提出を依頼し、協議して合意した内容で見積徴取 	<p>公益法人への業務発注に関して平成16年度の業務内容につき透明性の確保の観点から業務改善が必要である。</p> <p>河川に関する技術は地域性を考慮した専門性、継続性が存在するが、タックスペイヤーの納得を得るためには、競争の仕組みをつくり、蓄積したノウハウやデータを公開し、業者を育てていく姿勢が必要。</p> <p>公益法人との契約について、平成16年度は「透明性・公平性」の向上を図るシステムを準備したと理解した。今後は、これらを説明・評価する仕組みを準備し、機能させることが求められる。</p> <p>大気汚染への取組やそのPRは、かなり積極的に行われている。それと同様に水供給への取組を積極的に広くPRしてもらいたい。</p>

<p>備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等掲載 ・中期目標期末での年間アクセス件数 16 万件以上 <p>パンフレット等の作成・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗等必要に応じパンフレット更新・作成 ・広報誌の内容充実、設置依頼箇所 128 箇所を 10 % 増加 <p>「水の日」及び「水の週間」への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水の日」「水の週間」の来場者数を毎年度 4 万人以上 <p>広報活動の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテスト等実施（毎年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・アクセス件数 20 万件以上 ・概要書のデザイン統一、企画・編集に重点的に注力し内容充実 ・広報誌設置依頼箇所拡大（131 箇所 133 箇所） ・同左 ・同左 			
<p>(10)事業関連地域との連携促進</p> <p>地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域ニーズを把握した上で、地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備・施設管理の取組み ・特に、用水路等事業においては、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくり <p>地域交流の実施とコミュニケーションの増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流推進 ・施設周辺地域との積極的なコミュニケーション、全事務所にお 	<ul style="list-style-type: none"> ・全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域ニーズを把握 ・2 事業（房総導水路建設事業、香川用水施設緊急改築事業）において水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくり ・同左 ・同左 	2	<p>全事業所において地域代表者との意見交換会等の実施、施設等周辺地域とのコミュニケーションを実施している。</p> <p>また、滝沢ダムにおいては、二瀬ダム（国交省直轄ダム）とともに「荒川源流ダム水源地ビジョン」を策定している。</p>	<p>滝沢ダムにおいて参加させてもらったが、地域交流の実施やコミュニケーションという点に関してはおおいに評価できると実感した。</p> <p>また、戸倉ダムの撤退に向けての円滑な事業の実施についても評価できる。</p>

<p>ける施設周辺地域とのコミュニケーション機会又は参加（年1回以上）</p> <p>生活再建対策の実施と地域振興への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者の生活再建対策、地方公共団体等が実施する地域振興への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 		
<p>(11)技術力の維持・向上 新技術への取組み</p> <p>1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な新技術活用、「技術5カ年計画（仮称）」作成 「技術5カ年計画（仮称）」に基づき、技術開発・普及、技術力の維持・向上 <p>2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「技術研究発表会」実施（毎年度） 発明・発見事案の特許取得推進 <p>蓄積された技術の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築、改築、管理及び環境等に関する6指針23編の指針等の作成、更新 知識活用（ナレッジ）システムの問い合わせ機能等の対象者拡大（再掲）により、蓄積された技術等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度策定の「水資源機構技術5カ年計画」に基づき以下の課題に取り組む 効率的な水運用と良質な水の確保 管理業務の効率的な実施 建設事業の効率的な実施 自然にやさしい事業・業務の実施 施設の耐震化向上と危機管理 同左 同左 3指針7編の指針等の作成、更新 同左 現行の設計等のQ&A形式にコスト縮減Q&Aの追加、現場体験報告等の利用形態の異なるデータベースの検討及びデータの蓄積 	<p>3</p> <p>技術力の承継・向上や人材育成を図るため、本社に総合技術推進室を平成17年4月に設置することを決定した。</p> <p>新技術への取組については、「水資源機構技術5カ年計画」を基に防災管理システムの構築、ITによる施設管理の高度化・効率化などを推進している。</p> <p>また、79題の論文等を学会、専門誌に発表するなど、技術力の提供及び積極的な情報発信に努めている。</p> <p>国際協力においては、NARBOを通じて、研修、ネットワーク会議、ホームページ開設、ニュースレターの発行と幅広く活動している。</p>	<p>職員の士気を高めるよう人事上の措置を工夫してほしい。</p> <p>技術力の維持・向上は機構の本質的に取り組むべきものとして評価する。</p> <p>論文等の発表においては機構職員によるもの以外に、機構が協力、資料提供等を行った外部の研究者による優れたものがある。</p> <p>国際協力（支援）の効率性はどうか判断するか考慮すべき。</p> <p>「効率的な水運用」のための「流域ごとの水管理における基礎資料」とはどのようなものか具体的記述があれば望ましい。それらが、どのように「効率的な水運用」に活用されるのかの具体的な方法・手順は検討されているのか。NARBOなどとの連携は高く評価できるが、併せて具体的な成果の分析と業務への反映方法の検討が必要である。また、「総合技術推進室」の内容説明は不十分。</p>

<p>技術力の提供</p> <p>1) 「技術研究発表会」の優秀論文等を学会、専門誌等に発表（毎年度 50 題以上）</p> <p>2) 関係機関を対象とする研修等を通じた機構の技術公開</p> <p>国際協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上国の水資源の開発や管理を行う機関への技術情報・知識の提供・共有、技術者の能力養成に係る協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 平成 16 年 2 月設立の N A R B O（アジア河川流域機関ネットワーク）参加機関の水資源管理等に関する情報を収集、共有化 ・ 発展途上国の水資源関係者を対象とした研修を実施（一部再掲） 			
<p>3 . 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算（人件費の見積りを含む） [人件費の見積り] 中期目標期間中総額 70,870 百万円支出</p> <p>(2) 収支計画</p> <p>(3) 資金計画</p> <p>4 . 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は単年度 300 億円 <p>5 . 重要な財産の処分等に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし <p>6 剰余金の使途</p> <p>(1) 一般積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦負担金に対応する長期借入金等の金利変動等に備えるための積立金 <p>(2) その他積立金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の経営基盤の強化及び利水 	<p>[人件費の見積り] 当該年度計画期間中総額 15,742 百万円支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ なし ・ 同左 	2	<p>計画に従い適正に執行されている。</p> <p>計画に従い適正に執行されている。</p> <p>独立行政法人通則法題 4 8 条の規定に基づき財産処分を行っている。</p> <p>平成 1 5 年度の当期末未処分利益を金利変動等に備える一般積立金として整理している。</p>	<p>剰余金について単年度の収支を考えるだけではなく次のステップに有効に使えるよう工夫すべき。</p>

<p>者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務</p>	<p>・同左</p>			
<p>7. その他業務運営に関する重要事項</p>				
<p>(1)施設・設備に関する計画 ・なし</p>	<p>・情報機器更新 40 百万円 試験機器更新 15 百万円 宿舎等更新 125 百万円 住宅割賦金 19 百万円</p>	<p>2</p>	<p>計画に従い適正に執行されている。</p>	
<p>(2)人事に関する計画 人事配置の再編 ・最盛期を迎える事業への重点的な人員配置 ・経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務における事務系・技術系職員一体の人事配置 定員の削減 ・特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）期首における定員 1,894 人 ・中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）期末における定員 1,579 人（ 315 人）</p>	<p>・滝沢ダム建設事業、豊川用水二期事業などに重点的に人員配置 ・同左 ・当該年度計画期末における定員 1,748 人（ 89 人）</p>	<p>2</p>	<p>最盛期を迎えている事業へ重点的な人員配置を行っている。また、計画に従い定員削減を実施している。</p>	<p>定員削減目標を達成することは、大変なことであり高く評価。 計画が粛々と進められていると評価。</p>
<p>(3)積立金の使途 一般積立金 ・一般勘定では、割賦負担金に対応する長期借入金等の金利変動等に備えるための積立金 ・愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定では、発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金 目的積立金</p>	<p>・同左 ・同左</p>	<p>2</p>	<p>計画に従い適切に実施されている。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1)退職給付引当金負担軽減積立金 2)施設整備積立金 3)経営戦略強化積立金 <p>[参考]積立金予定額</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)710百万円、2)75百万円、 3)40百万円 			
<ul style="list-style-type: none"> (4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項 利水者負担金に関する事項 ・ 前払い方式の活用を希望する利水者の要請には基本的に応じる ・ 前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する <p>中期目標期間を越える債務負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 用水路等事業 7,000百万円 5事業年度内 	2	<p>平成17年度の事業化に向けた予算措置が図られた両筑平野用水の利水者に対して、前払い方式と従来方式の負担額等に係る情報提供を行った。</p> <p>繰上償還の受入については、今後ともユーザーの要望に柔軟に対応していくこととしている。</p>	<p>「利水者」と「ユーザー」の区別が不明瞭。</p>

<記入要領> ・ 項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
- 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 54 項目数(25) × 2 = 50 下記公式 = 108%

- <記入要領>
- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
 - ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評 定	評 定 理 由
相当程度の実践的努力が認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な自主的・積極的な取り組みを進められていることは評価したい。今後も、その成果や影響を常に注目し、改善のフィードバックを機能させながら、多少の「失敗」をおそれず、真摯に進めて頂きたいと考える。 ・ 給与水準の適正化等への取り組みについては評価できる。ユーザー及び国民の信頼を得るためにも、皆が認める給与体系が必要（地方勤務型を含め）であり、激変緩和の意味があると思うが、もっと早いペースでも良いと考える。 ・ 組織内での知識・技術力向上及び社会への提供は評価出来る。機構が、これまで培ってきた技術力を体系的に管理し、時々々の要請に応じ提供する事により社会貢献する事は必要と考える。 ・ 「安全で良質な水を安定して安くお届けする」という経営理念、公益的な役割を民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に遂行していくという経営方針は独立行政法人として極めて妥当な目標設定であり、手法として車座フリーターキングは適切な方法であると思われる。ただし様々な分野で「市場化テスト」（官民競争入札制度）の試みが始められつつあることからすると、この目標を達成させることは今や待ったなしの状態にあるかもしれない。その時「施設管理や利水管理の技術」や「ダムや水路の建設技術」に関わるコンピテンスが真に他の事業者の追従を許さないものであるほどの水準にあるかについて、冷静な自己評価が必要なのではないか。そのためには「次世代水政策PTの取組」で真摯に検討することが極めて重要になってくると考えられる。 ・ 次世代水政策PTの取組は高く評価する。今後、このような試みを継続するとともに、新規アイデアの実現化に向けた方策を工夫して行くことが重要である。 ・ 事務的経費、事業費の削減など経営面での取り組み姿勢は一定評価できる。ただ、合理化を進めるだけで職員のモラルアップが果たして図れるのか、という疑問も残る。技術面での成果、とりわけ論文発表、学位修得などで積極的な取り組みが見られることは評価できる。 ・ 意識改革、技術力向上、経営・運営の効率化、環境対策、地域貢献、アンケート調査など機構の活動の幅広い分野にわたって自主改善努力が見られる。アンケート調査の結果も昨年と比べて改善していることから、昨年のアンケートの結果を踏まえた努力が行われていたことがうかがえる。昨年のアンケート結果を具体的にどのように生かしたのかわかるとなお良い。 ・ 特定事業先行調整費制度の創設と活用による効果額、業務改善の取組とその実績、給与の適正化、利水者アンケート調査の実施による課題の洗い出しなどの取組姿勢が評価できる。 ・ 自主改善努力については、着々と成果を挙げている。ただ、広報活動では民間の手法等もっと参考にして従来のやり方を変えたほうが良い。

<記入要領> ・ 自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

評価方法全般に関する意見、今回の評価に関する意見、その他今後の業務に関する各種の意見が、以下のとおり各委員よりあった。

(評価方法全般に関する意見)

- ・より客観的に評価が行えるように、年度計画に示す各項目について、極力数値化することを今後、検討してもらいたい。
- ・評定を「3～0」で行い、「0」を付すと、いわゆる「0点」(白紙や全問不正解)のイメージとなり、『60点以下』の不合格点』の位置付けとは理解されない。今後、「SABC」方式を導入するなどの検討が必要であろう。
- ・一般国民に分かり易い評価法を検討する必要がある。評価項目の再編成・階層化を図り、項目は重複のない独立事象とすべきである。
- ・「事業費の縮減」の項目について、災害復旧費や作業工程に伴う追加予算等、事業実施組織には馴染まない評価項目と考える。
- ・「説明責任の向上」の項目については、説明責任のあり方、具体的には国民の信頼を高め、不信の払拭に関係するものであり、現在の項目を構成する事柄には違和感を感じる。

(今回の評価に関する意見)

- ・各様な取り組みの実施と成果を常にモニタリングして、組織・業務運営にフィードバックさせるシステムが整っていて、きちんと機能しているかがとくに重要である。これが、中期目標・中期計画の達成を判断する大きなファクターである。こうした方向で様々な取り組みがなされていると理解できるが、それをできる限り明示的に具体的に示して頂くことが重要である。
なお、「徳山ダムにおける不適切な事案」も、不適切な事案の発生と処置そのものは別の組織や制度で評価されるとしても、中期目標・中期計画の実現の視点からいえば、問題の構造・原因の分析と改善への反映のシステムの検証こそが重要である。機構は「不適切な事案」を重く受け止められ、関係項目で自己評価を「0」とされていると判断する。この判断は尊重するとしても、独法の評価、特に中期目標の達成の視点からは、上記の「分析・評価・フィードバック」のシステムを強化することを継続して進めて頂きたい。
- ・実績報告書には、徳山ダムにおける問題の背景に、「工期を守ることを優先」したことがあると述べている。コスト削減は機構が掲げる目標の1つであり評価の対象であるから、このような意識をもたせること自体は組織全体の取り組みとして正しい。16年度もコスト削減の努力が積み重ねられ、成果は着実にあがっているが、しかし現場でのそのような緊張した取り組みが続かなければ、それまでの努力はフィになってしまうかもしれない。ただしそのようなコスト削減を達成していこうとするためのインセンティブの維持の仕方には現場ごとの工夫がある。食品ビジネスなどで起きている商品のすり替えなどの不祥事をめぐっては、利益をいかにだすか(もしくは経済的なロスをできるだけ少なくするか)という意識を現場にもたせようとするため営業上のノルマを課すことが、逆に不正行為を誘発してしまっている面があるとしばしば指摘される。コンプライアンスの維持については、この問題の背景に潜む構造的要因を正しく理解してそのための根本的対策を用意しなければ、不正行為は巧妙に隠されてしまう恐れもあることを指摘しておきたい。単に工期を守れと督促するだけでなく、場合によってはそれぞれの実情に応じた人的・物的なコストを負担しなければならぬと常に認識しておかなければならぬだろう。
- ・徳山ダム問題に関しては、事務所の対応はもちろん、組織としての一体性、それには問題が顕在化してからの説明責任という面でも大きな課題を残した。
- ・徳山ダムの不適切な事案は、「機動的な組織運営」、「計画的で的確な事業の実施」以外の項目にも係わる事案であるが、機構はその2項目に集約し贖罪しているように見える。
- ・水資源機構としての基本機能を強化、進化させ、以って機構の使命を果たすため、内部での各種情報共有、課題共有を図る一方で、外部への業務運営に関する透明性の確保、説明責任の確保を図ることが、緊張感ある業務運営に欠かせない。
そのような観点から、様々な取組みが疲弊と散漫をもたらさないよう優先順位をもって運営されることを希望する。

(その他今後の業務に関する意見)

- ・用途間転用等関係機関の調整は、今後の水資源機構の重要なテーマであり、総合的な水量・水質の再配分も視野に入れた内容に展開することが必要である。将来、より一層、総合的かつ横断的な水運用・管理を果たすことが望まれる。
- ・将来の水管理(計画)に関する展望や実時間で新しい管理方式の研究などは進んでいるか。

< 記入要領 > ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評定について必要な場合に付される意見を記入する。(業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。)